

第76号議案

蒲郡市消防団条例の一部改正について

蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年12月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消防団への加入の促進及び消防団員の処遇の改善を行うため提案する。

蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例

蒲郡市消防団条例(平成23年蒲郡市条例第4号)の一部を次のように改正する。
第5条第2項第1号中「居住する者」を「居住し、又は勤務する者」に改める。
別表第2中「500円」を「1,500円」に、「900円」を「1,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた費用弁償については、なお従前の例による。